登校許可　証明書

東京都立光丘高等学校長　殿

＿＿＿年＿＿＿組＿＿＿番　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記〇印の学校感染症が軽快し、主治医より登校再開の許可がでましたので登校させます。
受診した病院や出席停止の期間は下記のとおりです。

【感染症名】

・インフルエンザ（　　型）　・百日咳　・麻しん（はしか）

・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）　・風しん　・水痘（みずぼうそう）

・咽頭結膜熱（プール熱）　・結核　・髄膜炎菌性髄膜炎

・新型コロナウイルス感染症

・溶連菌感染症　　・マイコプラズマ感染症　　・感染性胃腸炎

・その他の感染症（　　）

発症年月日　　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

出席停止期間　　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日～令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

医療機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主治医氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

罹患した感染症に関し、上記のとおり報告します。

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

保護者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

保護者生徒は
担任に提出
（薬の説明書もこの
用紙の裏面に貼付）

担任は

原本（生徒手帳の場合はコピー）➡ 保健室に提出→都に報告
コピー　➡ 学年教務、教務部で保管

令和８年４月１日

保護者の皆様へ

東京都立光丘高等学校長
西澤　博光

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。下の感染症に罹患した場合は、医師の判断に基づき出席停止となります。出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。主治医より学校感染症と診断された場合には、速やかに学校までご連絡ください。

また、最初に登校する際には、医師から受けた診断名・出席停止期間等について本校所定用紙**「登校許可　証明書」**または**生徒手帳の「登校許可　証明書」**にその内容を保護者が記入し担任に提出してください。提出の際には**「登校許可　証明書」の裏面に調剤薬局でもらった薬の説明書（お薬手帳の記載ページ等）のコピーを添付してください**（「登校許可　証明書」は本校ホームページからもダウンロードできます）。

※病状等によっては、医師の治癒証明書を提出していただく場合があります。

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ　新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日経過するまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など